

わたしたちの国保

★保険課 ☎ 25- 1 1 1 6

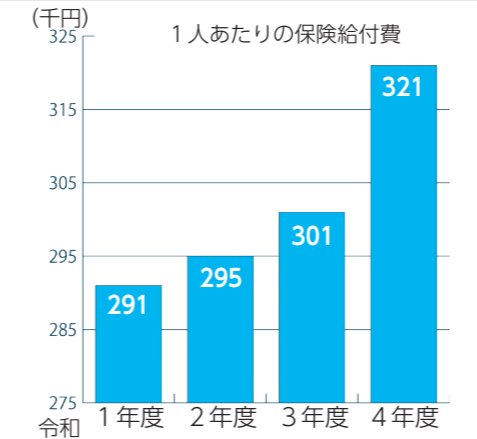


令和4年度 国民健康保険特別会計 決算状況をお知らせします

歳入・歳出の主な項目

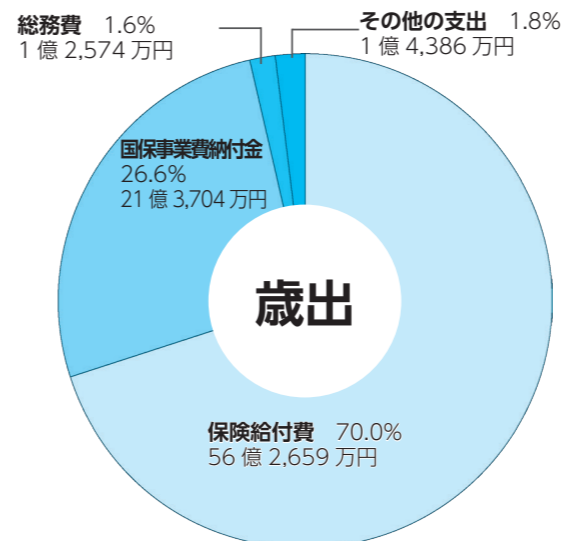
令和4年度の歳入決算額は、82億1,446万円（前年度比1.64%増）となりました。
 歳入の主な項目は、納めていただいた保険料が21.4%、県支出金が69.8%、市からの繰入金金が6.3%となっています。
 一方で、歳出決算額は、80億3,323万円（前年度比1.65%増）となりました。
 歳出の主な項目は、医療費の支払いに充てる保険給付費が70%、国保事業費納付金が26.6%となっています。

国保加入世帯数	10,925 世帯
被保険者数	16,633 人
(令和5年12月1日現在)	

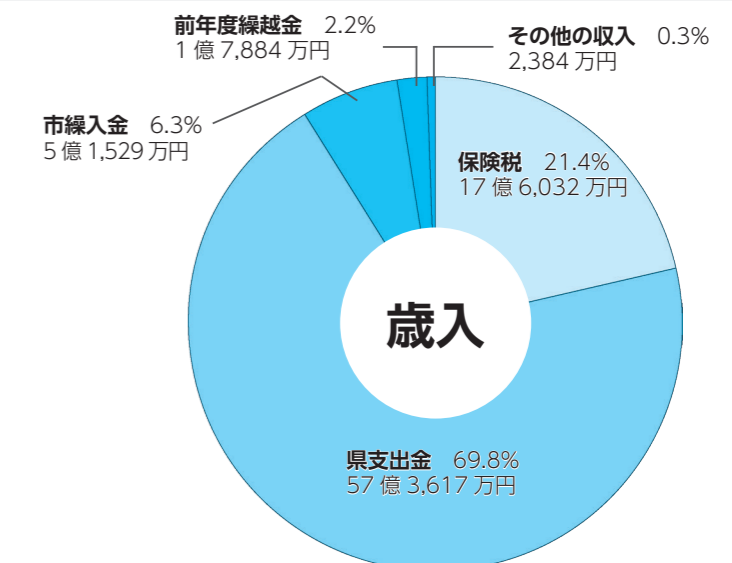


1人あたりの医療費は増加

国保加入者は年々減少していますが、医療の高度化等の影響により、1人あたりの保険給付費は前年度に比べて増加している状況です（棒グラフ参照）。
 国保制度を維持し、安定した運営を続けていくために、加入者の皆さんには日頃から健康の保持・増進への心がけをお願いします。



歳出：80億3,323万円



歳入：82億1,446万円

令和6年1月1日から 産前産後期間相当分の 国民健康保険料が減額されます

対象者

国民健康保険被保険者で、出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の方
 ※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も含みます。

対象期間

出産予定日または出産月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産月の3か月前から6か月間）

対象内容 出産被保険者の対象期間内の所得割額と均等割額（令和6年1月1日以降分）
 ※国民健康保険料が課税限度額に達している世帯については、減額を適用しても税額が変わらない場合があります。

必要書類

・出産予定日または出産日が確認できるもの（母子手帳など）

・多胎妊娠の場合は、その事実が確認できるもの（母子手帳など）

・死産の場合は、死産証明書など
 ・世帯主及び出産被保険者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）
 ・届出者の本人確認書類（運転免許証など）

※出産後に届出をするときは、出生証明書等の出産日及び親子関係を明らかにする書類（住民票、戸籍謄抄本等）が必要な場合があります。
 ※別世帯の方が届出をする場合は委任状が必要です。

届出方法

必要書類を直接保険課または支所市民福祉課へ
 ※届出書等、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

交通事故等にあったときは 保険課へご連絡ください

交通事故等の第三者（加害者）からの行為で、けがや病気をしたときに国保の保険証を使用する場合は、必ず保険課へ連絡をお願いします。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませていたりすると、保険証が使えなくなる場合があります。

第三者行為

交通事故のほかに「他人の犬にかまれた」、「他人の落下物が当たった」、「傷害事件に巻き込まれた」、「飲食店などで食中毒になった」などがあります。

「仕事上のけがや病気があったとき」

一般的には労災保険が適用され、国保の保険証は使用できません。受診するときは、医療機関に労災であることを必ず申し出てくださいます。

※届出書等、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

整骨院・接骨院にかかるとき

柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術は、一定の条件を満たさないと保険証は使えません。

保険証が使える場合（外傷性が明らかの場合）

- ・打撲・ねんざ等（肉離れを含む）
- ・骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）

保険証が使えない場合（全額自己負担）

- ・肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状に改善の見られない長期の施術
- ・同じ負傷等について保険医療機関で治療中のもの
- ・仕事や通勤途上での負傷（労災保険の対象）

保険証を提示して一部負担金を支払う際の注意

- ・施術終了後、「療養費支給申請書」に署名する
- ・申請書に記載の施術内容に間違いがないか確認する
- ・必ず領収書を受け取る